

～ 資料編 ～

別表I-1 水質管理目標設定項目検査の内容

記号	水質検査項目	評 価	検査頻度
目1	色	5度以下	毎日（365日）1回
目2	濁度	2度以下	毎日（365日）1回
目3	消毒の残留効果	0.1mg/L以上（残留塩素）	毎日（365日）1回
目4	あじ	異常でないこと	毎日（365日）1回
目5	水温	異常な変化がないこと	毎日（365日）1回

別表 I - 2 水質基準項目検査の内容

	項目名	水質基準値	検査方法
1	一般細菌	100個/ml以下	標準寒天培地法
2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	還元気化-原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法、流路型吸光光度法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	パーシトラープ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	パーシトラープ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	パーシトラープ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	パーシトラープ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	パーシトラープ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	パーシトラープ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロ(オクタン酸)(別名PFOA)	0.00005mg/l以下	固相抽出-液体クロマトグラフ-質量分析法
21	ベンゼン	0.01mg/l以下	パーシトラープ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
22	塩素酸	0.6 mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法又は液体クロマトグラフ-質量分析法
23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	溶媒抽出-GC-MS法、液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
24	クロホルム	0.06mg/l以下	パーシトラープ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ質量分析計による一斉分析法
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	パーシトラープ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
27	臭素酸	0.01mg/l以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法又は液体クロマトグラフ-質量分析法
28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	パーシトラープ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ質量分析計による一斉分析法
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	パーシトラープ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	パーシトラープ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法又は誘導体化-高速液体クロマトグラフ法
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
36	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法又は誘導プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
39	塩化物イオン	200mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法又は滴定法
40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法又は滴定法
41	蒸発残留物	500mg/l以下	重量法
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
43	ジエオスミン	0.00001mg/l以下	固相抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	固相抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	固相抽出-吸光光度法、
46	フェノール類	0.005mg/l以下	固相抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	全有機炭素計測定法
48	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法
49	味	異常でないこと	官能法
50	臭気	異常でないこと	官能法
51	色度	5度以下	透過光測定法
52	濁度	2度以下	積分球式光光度法

別表I-3 水質管理目標設定項目検査の内容

記号	項目	基準
目1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下であること。
目2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下であること。(暫定)
目3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02 mg/L以下であること。
目4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下であること。
目5	トルエン	0.4mg/L以下
目6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下であること。
目7	亜塩素酸	0.6mg/L以下であること。
目8	二酸化塩素	0.6mg/L以下であること。
目9	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下であること。(暫定)
目10	抱水クロラール	0.02mg/L以下で、あること。(暫定)
目11	農薬類	検出値と目標値の比の和、1以下
目12	残留塩素	1mg/L以下であること。
目13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L～100mg/L以下
目14	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下
目15	遊離炭酸	20mg/L以下であること。
目16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下で、あること。
目17	メチルtert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下で、あること。
目18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下で、あること。
目19	臭気強度(TON)	3以下であること
目20	蒸発残留物	30mg/L～200mg/L以下
目21	濁度	1度以下
目22	pH値	7.5程度
目23	ランゲリア指数(腐食性)	-1程度以上とし、極力0に近づける。
目24	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2000以下であること。(暫定)
目25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
目26	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下

※目12,13,14,20,21,22及び26の7項目は基準項目と重複します。

※上記の内、目1,2,3,6,9,10,15,16,18,19,23,24の検査を実施します。